

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する個人情報の取扱いについて

お客さまが米国市民または米国居住者等に該当する場合は、お客さまの情報を米国内国歳入庁へ報告します。米国では、お客さまの個人情報を米国における個人情報の保護に関する制度及び米国内国歳入庁が講ずる個人情報の保護のための措置等に基づきお取扱いします。

顧客へ提供を要する情報	FATCA対応において提供を要する具体的内容
① 当該外国の名称	米国
② 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護に関する制度の有無 包括的な法令は存在しないが、公的部門に適用される法令として、電子通信プライバシー法（ECPA）や医療保険の携行性と責任に関する法律（HIPAA）がある。 ・個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報 <ul style="list-style-type: none"> ①EUの十分性認定は受けていない。 ②APECのCBPR システムに2012 年7 月25 日に参加している。 ・OECDプライバシーガイドライン8 原則に対応する義務又は本人の権利 <ul style="list-style-type: none"> ①収集制限の原則について、HIPAAに一部規定されている。 ②データ内容の原則について、該当する規定は不見当である。 ③目的明確化の原則について、該当する規定は不見当である。 ④利用制限の原則について、ECPA及びHIPAA に一部規定されている。 ⑤安全保護の原則について、HIPAAに一部規定されている。 ⑥公開の原則について、該当する規定は不見当である。 ⑦個人参加の原則について、HIPAAに一部規定されている。 ⑧責任の原則について、該当する規定は不見当である。 ・その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は、不見当である。 詳細については個人情報保護委員会ホームページをご参照ください。 (https://www.kagawabank.co.jp/link/link_ppc_go.html)
③ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	IRS（米国内国歳入庁）はOECDプライバシーガイドライン8 原則に対応する措置を全て講じていること。
④ 個人データの提供先の第三者	IRS（米国内国歳入庁）
⑤ 提供先の第三者における利用目的	租税の賦課徴収
⑥ 第三者に提供される個人データの項目	内国歳入法、財務省規則、政府間協定、およびその他規則に基づき求められる口座情報